

国立大学法人東京海洋大学のハラスメント等の防止等に関する規則

		平成16年4月1日	
		海洋大規第 25号	
改正	平成18年4月1日	海洋大規第25-2号	
改正	平成18年9月25日	海洋大規第25-3号	
改正	平成19年3月26日	海洋大規第25-4号	
改正	平成19年10月31日	海洋大規第25-5号	
改正	平成20年3月31日	海洋大規第25-6号	
改正	平成21年3月27日	海洋大規第 50号	
改正	平成24年3月29日	海洋大規第 72号	
改正	平成26年3月24日	海洋大規第 39号	
改正	平成27年3月3日	海洋大規第 40号	
改正	平成28年1月5日	海洋大規第 25号	
改正	平成29年2月14日	海洋大規第 44号	
改正	平成29年3月17日	海洋大規第 114号	
改正	平成31年1月18日	海洋大規第 6号	
改正	令和元年10月23日	海洋大規第 121号	
改正	令和 2年3月30日	海洋大規第 30号	
改正	令和 2年 9月 4日	海洋大規第 87号	
改正	令和 3年10月 7日	海洋大規第 105号	
改正	令和 4年 9月26日	海洋大規第 57号	
改正	令和 5年 3月31日	海洋大規第 50号	
改正	令和 6年 3月 1日	海洋大規第 45号	
改正	令和 6年 7月 1日	海洋大規第 125号	
改正	令和 7年 3月27日	海洋大規第 40号	
改正	令和 7年10月17日	海洋大規第 74号	

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学職員就業規則（平成16年海洋大規第13号）第44条の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を図るとともに、職員及び学生等並びに関係者の就労上又は修学上の適正な環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント並びにパワー・ハラスメント等（以下「ハラスメント等」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、本学に勤務する職員（非常勤職員、委託契約職員等を含む。）をいう。
- (2) 「学生等」とは、学生、科目等履修生、研究生等本学において修学する者をいう。
- (3) 「関係者」とは、学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者（職員及び学生等を除く。）をいう。
- (4) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、次の各号に掲げる言動をいう。

①職員及び学生等が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動

②関係者が他の関係者、職員及び学生等を不快にさせる性的な言動

(5) 「アカデミック・ハラスメント」とは、職員が大学の内外を問わず他の職員、学生等及び関係者に教育・研究上の権力関係や上下関係、優越的な地位に基づき行う教育・研究や職務の妨害及び嫌がらせや差別する言動をいう。

(6) 「パワー・ハラスメント」とは、職員が他の職員に職務上の地位や権限を利用して行う、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与

え、職場環境を悪化させる言動をいう。

(7)「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、次の各号に掲げる言動をいう。

- ①職員及び学生等が他の職員、学生等及び関係者を妊娠又は出産に関する事由により不快にさせる言動
- ②職員が他の職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する事由により勤務環境が害される言動

(8)「ハラスメント等の防止及び排除」とは、次の各号に掲げる措置をいう。

- ①ハラスメント等が行われることを未然に防ぐこと。
- ②ハラスメント等が現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消すること。

(9)「ハラスメント等に起因する問題」とは、次の各号に掲げる状態をいう。

①ハラスメント等のため職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること。

②ハラスメント等への対応に起因して職員が就労上の又は学生等が修学上の不利益を受けること。

(10)「性的な言動」とは、大学の内外を問わず性的な関心や欲求に基づく言動（性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含む。）をいう。

(11)「ハラスメント等のため職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること」とは、ハラスメント等を受けることにより、職務に専念することができなくなる程度に就労上の環境が不快なものになること又は学業に専念することができなくなる程度に修学上の環境が不快なものになることをいう。

(12)「ハラスメント等への対応」とは、就労上の地位を利用した交際又は性的な関係の強要等に対する拒否、抗議、苦情の申出等の行為をいう。

(13)「不利益」には、次の各号に掲げるものを含む。

- ①職員が昇任、配置換等の任用上の取扱いや昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関する不利益を受けること。
- ②学生等が進学、進級、成績評価及び教育研究上の指導を受ける際の取扱いにおける不利益を受けること。
- ③誹謗中傷を受けることその他事実上の不利益を受けること。

(不利益取扱いの禁止)

第3条 職員は、ハラスメント等を行った職員に対する拒否、ハラスメント等に対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメント等に関し正当な対応をしたことをもっていかなる不利益も受けない。

(職員の責務)

第4条 職員は、学長が定める指針の定めるところに従い、ハラスメント等を行ってはならない。

(学長の責務)

第5条 学長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメント等の防止及び排除の措置を講じるとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。この場合において、ハラスメント等に対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメント等に対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(1) 職員及び学生等に対し、この規則の周知徹底を図らなければならない。ハラスメント等の防止等のため、職員及び学生等に対し、啓発活動を行わなければならない。

(2) ハラスメント等の防止等を図るため、職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

- 2 学長は、ハラスメント等の事実関係があり、処分、教育又は研究環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(監督者の責務)

- 第6条 職員を監督する地位にある者（課長相当の職以上の職員。以下「監督者」という。）及びゼミナールの担当学生等の指導に直接当たる教員（以上を以下「監督者等」という。）は、職員の就労上又は学生等の修学上の良好な環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメント等の防止及び排除の措置を講じなければならない。
- (1) 日常の勤務を通じた指導等により、ハラスメント等に関し、職員又は学生等の注意を喚起し、ハラスメント等に関する認識を深めさせること。
 - (2) ハラスメント等が職場に生じていないか、又は生ずるおそれがないか、職員又は学生等の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (3) ハラスメント等に対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメント等に対する職員又は学生等の対応に起因して当該職員又は学生等が職場又は修学場所において不利益を受けていないか又はそのおそれがないか、職員又は学生等の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (4) ハラスメント等に対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメント等に対する職員又は学生等の対応に起因して当該職員又は学生等が職場又は修学場所において不利益を受けることがないよう配慮しなければならないこと。
 - (5) 職員又は学生等からハラスメント等に対する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、第10条に定める相談員、監督者等及び第12条に定める特定監督者（以下「相談員等」という。）と連携し、真摯にかつ迅速に対応するとともに、当該問題の解決に必要な措置を講じなければならない。

(研修等)

- 第7条 学長は、職員に対し、ハラスメント等に関する基本的な事項について理解させるため、及び監督者等の職員に対し、ハラスメント等の防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。
- 2 研修は、他の研修と併せて実施することができる。

(ハラスメント等防止委員会)

- 第8条 ハラスメント等の防止及び対策等に関し必要な措置を講ずるため、東京海洋大学ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。
- 2 防止委員会は以下に掲げる事項を審議し、実施する。
- (1) 職員等に対するハラスメント等の防止等に係る指導及び改善に関すること。
 - (2) 職員等に対するハラスメント等の防止等のための啓発活動及び研修に関すること。
 - (3) その他ハラスメント等の防止等に関し必要な事項
- 3 防止委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学長の指名する副学長
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 保健管理センター所長
 - (6) 練習船船長 1人
 - (7) 事務局長
 - (8) その他学長が必要と認めた者 若干人

- 4 前項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 防止委員会に委員長を置き、学長の指名する副学長1人をもってあてる。
- 6 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 8 防止委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

- 第9条 防止委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(苦情相談の申出)

- 第10条 職員及び学生等(以下「相談者」という。)は、ハラスメント等に関する苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)又は監督者等に対し、苦情相談を行うことができる。

(苦情相談への対応)

- 第11条 学長は、苦情相談が相談者からなされた場合に対応するため、相談員を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、苦情相談を受ける体制を相談者に対して明示するものとする。
- 2 苦情相談には、本人からのものに限らず、次のようなものも含まれるものとする。
 - (1) ハラスメント等をされているのを見て不快に感じる者からの苦情の申出
 - (2) ハラスメント等をしている旨の指摘を受けた者からの相談
 - (3) 監督者からの相談
 - 3 防止委員会委員長は第15条に基づく報告が相談員からあった場合、特定監督者とともに当該問題を、迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。
 - 4 防止委員会委員長は前項の結果及び経緯を学長に報告しなければならない。

(特定監督者)

- 第12条 前条の苦情相談に係る問題の処理に当たるため、監督者の中から問題の処理に当たる者(以下「特定監督者」という。)を指定する。
- 2 特定監督者は、別表のとおりとする。

(特定監督者の任務)

- 第13条 特定監督者は、相談員からの第15条に基づく報告を受けて防止委員会委員長から指示があった場合、相談員、監督者等とともに速やかに調査及び対応を行い、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を、迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。
- 2 特定監督者は、前項の結果及び経緯を防止委員会委員長に報告しなければならない。

(相談員)

- 第14条 相談員は、次に掲げる者とする。
- (1) 学術研究院の各部門から選出された者 各1人
 - (2) 学生支援委員会から選出された者1人
 - (3) 保健管理センター所長及び同センター所属の専任教員
 - (4) 各練習船の船長
 - (5) 学長が推薦する教職員 若干人
 - (6) 総務課長

- (7) 財務課長
- (8) 教務課長
- (9) 越中島地区事務室長
- (10) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第5号及び第9号の相談員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第1号、第2号、第5号及び第9号に掲げる相談員の任期については2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談員の任務)

- 第15条 相談員は、苦情相談に真摯に応じ、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるとともに、相談者が希望する場合は、相談者の主張及び要求を確認の後、その内容を別に定める様式により、防止委員会委員長に報告しなければならない。
- 2 相談員は、必要な場合は、相談に特定監督者又は防止委員会委員長若しくは両者の立会いを求めることができる。

(相談員及び特定監督者の留意事項)

- 第16条 相談員等は、苦情相談に対応するに当たっては、次の各号に掲げる事項に十分留意しなければならない。
- (1) 相談員等が、苦情相談に対応するに当たって留意すべき事項
 - ① 当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常にもつこと。
 - ② 迅速な対応を心がけること。
 - (2) 相談員等が、苦情相談の事務を進めるに当たって留意すべき事項
 - ① 苦情相談を受ける際の体制等
 - ア 原則として2人の相談員で対応すること。
 - イ 苦情相談を行う相談者が選択した相談員が同席するよう努めること。
 - ウ 相互に連携し、協力すること。
 - エ 相談員以外の者に見聞きされないよう周りに遮断した場所で行うこと。
 - ② 相談者から事実関係等を聴取するに当たり、留意すべき事項
 - ア 相談者の求めるものを把握すること。
 - イ どの程度の時間的な余裕があるのかについて把握すること。
 - ウ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聞くこと。
 - エ 事実関係を正確に把握すること。
 - オ 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。
 - カ 聴取した事実関係については、必ず記録にしてとっておくこと。
 - (3) 特定監督者が、問題処理を進めるに当たり、留意すべき事項
 - ① 相談者からの事実関係の聴取
 - ② 加害者とされる職員又は学生等からの事実関係等の聴取
 - ③ 第三者からの事実関係等の聴取
 - ④ 相談者に対する説明
- 2 特定監督者は、相談者、加害者とされる者及び第三者から事実関係の聴取の結果、ハラスメント等の事実が明らかとなった場合は、個々の事例に即して柔軟に対応すること。

(守秘義務)

- 第17条 相談員等は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント等調査委員会)

- 第18条 防止委員会委員長から苦情相談についての報告があった場合で、当該事例について調査、審議が必要であると学長が認めたときは、ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会は、防止委員会委員長からの報告に基づくハラスメント等の事実関係を調査・確認するものとする。

- 3 調査委員会は、事実関係の調査結果を速やかに学長に報告するものとする。
- 4 調査委員会は、学長が指名した委員若干人をもって組織する
- 5 委員の任期は当該事例に係る措置が終了するまでとする。
- 6 調査委員会に委員長を置くこととし、学長がこれを指名する。
- 7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第19条 防止委員会に関する事務は人事課において処理を行い、調査委員会に関する事務のうち職員については人事課において、学生等については学生サービス課において処理を行う。

(学生等に関する事項)

第20条 学生等による学生等に対するハラスメント等については、この規則の定めを準用する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年海洋大規第25-2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年海洋大規第25-3号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年海洋大規第25-4号)

この規則は、平成19年3月26日から施行し、改正後の別表は、平成17年6月1日から適用する。

附 則 (平成19年海洋大規第25-5号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年海洋大規第25-6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年海洋大規第50号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年海洋大規第72号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正前の第14条第1項第1号の相談員のうち、この規則の施行の際現に残任期間のある者にあつては、改正後の同条同号の相談員とみなし、その任期は通算する。

附 則 (平成26年海洋大規第39号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年海洋大規第40号)

この規則は、平成27年3月3日から施行する。

附 則 (平成28年海洋大規第25号)

1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。

2 改正前の第14条第1項第1号の相談員については、改正後の同条同項同号の相談員とみなし、その任期は通算する。

附 則 (平成29年海洋大規第44号)

この規則は、平成29年2月14日から施行する。

附 則 (平成29年海洋大規第114号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年海洋大規第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年海洋大規第121号)

この規則は、令和元年10月23日から施行する。

附 則 (令和2年海洋大規第30号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年海洋大規第87号）
この規則は、令和2年10月1日から施行する。
附 則（令和3年海洋大規第105号）
この規則は、令和3年10月13日から施行する。
附 則（令和4年海洋大規第57号）
この規則は、令和4年10月1日から施行する。
附 則（令和5年海洋大規第50号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和6年海洋大規第45号）
この規則は、令和6年3月1日から施行する。
附 則（令和6年海洋大規第125号）
この規則は、令和6年7月1日から施行する。
附 則（令和7年海洋大規第40号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。
附 則（令和7年海洋大規第74号）
この規則は、令和7年11月1日から施行する。